

議案第 8 号

調布市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例及び調布市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 27 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

関係省令の一部改正に伴い，従業者に関する基準を改めるとともに所要の改正を行うため，提案するものであります。

調布市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例及び調布市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(調布市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 調布市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年調布市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「看護事業所」を「看護事業所，指定地域密着型通所介護事業所」に改める。

(調布市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 調布市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年調布市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「看護事業所」を「看護事業所，指定地域密着型通所介護事業所」に改める。

第86条中「第39条，」を「第39条（第5項を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。